

公教育データ・プラットフォーム「貸与可能データ」の貸与に係るガイドライン

令和5年4月4日

国立教育政策研究所教育データサイエンスセンター

本ガイドラインは、国立教育政策研究所が公開する公教育データ・プラットフォームにおいて貸与可能データとして掲載するデータ(以下「貸与可能データ」という。)の貸与にあたって、別に定めがある場合を除き、貸与の可否を判断する際の基準及び手順等を定めるものである。

第1 用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の①から⑤までに掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- ①公的機関 国の行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。)及び地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の2に規定する地方公共団体(財産区を除く。)をいう。)をいう。
- ②申出者 本ガイドラインに基づき貸与可能データの貸与を求める者をいう。
- ③利用者 貸与された貸与可能データを利用しようとしている者又は実際に利用している者をいい、申出者を含む。
- ④貸与担当部署 貸与可能データの貸与に係る申出先である部署をいう。
- ⑤利用期間 申出者に貸与可能データを貸与した日から、全ての利用者が当該データ及びその複製物等を消去する日までをいう。

第2 貸与可能データを貸与する場合の基本原則

1 貸与可能データの利用の目的

学術研究の発展に資するもの又は公的機関における客観的な根拠を重視した政策の企画・立案に資するものであって、次の①又は②のいずれかを目的とする研究のために貸与可能データを用いるものであること。

- ①教育機関又は家庭における指導等の改善・充実を図ること
- ②公的機関における教育施策の改善・充実を図ること

2 貸与可能データの秘密の保護及び適切な管理の確保

貸与可能データについては、その内容が特定される形で一般に公開される場合、今後の調査実施への協力が得られなくなり正確な情報が把握できなくなる可能性が高くなり、国の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定に基づく不開示情報となるものが多い。

このことを踏まえ、利用者は、貸与可能データの利用、保管及び管理に当たっては、情報漏えい等が生じないよう適切な措置を講じることが求められる。

併せて、研究の目的及び方法が個別の個人や団体を特定する形で識別して行われるものではないことが求められる。

- (1)利用者は、次の①から⑥までを遵守するものとする。

- ①貸与可能データの貸与に関する申出書(以下、単に「申出書」という。)に記載し認められた目的にのみ、当該データを用いること。
- ②情報が第三者に漏えいすることがないように、文部科学省が定める「統計法第33条の運用に関する事務処理要綱」(令和3年10月1日改定版)(以下「統計法運用要綱」という。)の第8の3(5)(ア)～(オ)の規定について、規定中「調査票情報」とあるのは「貸与可能データ」と、「調査企画課」とあるのは「貸与担当部署」と読み替えて準拠するところにより、貸与可能データの適切な管理を図ること。
- ③研究の成果の公表に当たっては、集計・分析した結果を用いて示すなどにより、個人や団体名が第三者に特定されるおそれがある個別の回答結果を示すことがないようにすること。
- ④上記①から③までに違反する又は違反する蓋然性が高い事態がある場合には、すみやかに是正措置を講ずるとともに、遅滞なく貸与担当部署に報告すること。
- ⑤貸与可能データの利用により知り得た秘密について、その利用期間終了後も第三者に漏えいしないこと。
- ⑥本ガイドライン及び誓約書の内容を遵守し、これに違反した場合には、第9の1に定める措置がとられるものであること。

(2)貸与可能データを用いた研究の一部を外部委託する場合

申出者は、貸与可能データを用いた研究のうち、その内容について第三者に委託すること(以下「外部委託」という。)が当該研究の実施に合理的である場合には、その一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、本ガイドラインの規定その他の貸与可能データの適切な管理に必要な事項の遵守を書面で求める等の適切な措置を講じるものとする。

3 貸与可能データの利用期間

貸与可能データは、利用の目的の達成に必要な範囲で、必要な期間について利用に供するために貸与するものとし、その利用期間は2年間を上限とする。

第3 貸与可能データの貸与のための申出

1 申出者の範囲

貸与可能データの貸与を申し出ることができる者は、国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者又は次のいずれかの機関に所属する研究者(当該機関において専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。)であって、第9の2に定める利用制限の期間中ではない者とする。

- ・ 公的機関
- ・ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)
- ・ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)
- ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学又は高等専門学校
- ・ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に規定する大学共同利用機関
- ・ 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条第1項第4号に規定する研究機関及び同条第4項の規定により研究機関とみなされる機関

2 申出書の記載事項

申出者は、次の①から⑨までの事項を記載した申出書(様式第1号)を貸与担当部署に提出するものとする。貸与担当部署は、必要がある場合は、申出書に関連する内容を確認するために追加して文書等の提出を求めることができる。

- ①申出者の氏名、所属機関名、職名及び連絡先
- ②申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドラインに定める内容についての諾否(原則として、全ての内容について承諾する旨の記載がない場合には、貸与可能データの貸与はできないことに留意。)
- ④研究に必要な限度において、貸与を希望する貸与可能データの詳細
- ⑤利用目的
- ⑥研究の名称及び概要
- ⑦研究の成果の公表の時期及び方法並びに公表予定の内容(政策の企画・立案等を目的として貸与可能データを分析する場合においても、何らかの方法でその成果が公表されるものであること。)
- ⑧2年間を上限として、研究に必要な貸与可能データの利用期間
- ⑨貸与可能データの利用者(外部委託する場合の委託先を含む。)の氏名、所属機関名、職名及びそれぞれの利用場所
- ⑩外部委託を行う場合には、外部委託を行う内容及び本ガイドラインが求める内容を委託先に遵守させるために講じる措置

第4 申出に対する審査・決定

貸与担当部署は、申出書の内容について、本ガイドラインに照らして審査を行い、貸与の諾否を決定する。貸与担当部署と調査担当部署が異なる場合は、必要に応じて調査担当部署においても審査を行う。

貸与担当部署は申出者に対し、審査の結果を文書により通知する。貸与を承諾する場合は、次の①から③までの事項について申出者に連絡することとする。

- ①貸与可能データ及びその利用期間
- ②貸与に当たり、付す条件がある場合には、当該条件の内容
- ③その他貸与担当部署が必要と認める事項

第5 貸与可能データの貸与

申出が承諾された申出者は、本ガイドライン及び貸与の承諾の際に付された条件等を遵守する旨を記載した誓約書(様式第2号)を貸与担当部署に提出する。誓約書の受領後、貸与担当部署は申出者に貸与可能データを貸与するものとする。

第6 貸与の承諾後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 軽微な変更

例えば次の事項など、申出書の記載事項について利用者の都合により軽微な変更が生じた場合は、申出者は遅滞なく所属等変更届出書(様式第3号)により貸与担当部署に報告するものとする。

- ・ 利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ・ 利用者の姓に変更が生じた場合

- ・ 申出者を除く利用者を除外する場合
- ・ 研究の成果の公表方式(掲載誌など)を変更する場合

2 利用者の追加

新たな利用者の追加を希望する場合は、当該利用者の氏名、所属機関名、職名及び個々の利用場所を記載した記載事項変更申出書(様式第4号)を貸与担当部署に提出するものとする。それについて当該部署が承諾した場合は、当該利用者の誓約書の提出をもって、データの利用を認めるものとする。

3 利用期間の延長

利用期間中にやむを得ない理由で研究が終了しない場合は、申出者は利用期間の延長を申し出ることができる。この場合において申出者は、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び必要最小限の範囲で希望する延長期間を記載した記載事項変更申出書(様式第4号)を貸与担当部署に提出するものとし、当該部署が当該申出を適切であると認めるときは、利用期間を延長するものとする。

4 その他の変更

上記1から3までを除き、本ガイドライン及び誓約書が求める貸与の前提となる条件に影響を及ぼすような変更が生じた場合は、遅滞なく、原則として改めて第3に定める申出を行うものとし、引き続き貸与可能データを貸与することが適切であるかどうかを貸与担当部署において判断するものとする。

第7 申出者による研究の成果の公表

申出者は、貸与可能データを利用して行った研究の成果は、申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

研究の成果を公表する際、その公表物においては、貸与可能データの出典を明記するとともに、第2の2(1)③に定める事項を遵守し、原則として個人や団体名を特定して示すことがないよう十分配慮するものとする。

申出者は、公表物について、いずれの申出書に係る研究の成果であるのかを明示した上で、遅滞なく貸与担当部署に送付するものとする。

第8 利用終了後の措置

利用者は、貸与可能データの利用を終了した場合(利用者の除外又は貸与の取消し等により、当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。)は、直ちに貸与可能データ及びその複製物等を消去しなければならない。

第9 不適切利用への対応

1 本ガイドラインに違反等した場合

貸与した貸与可能データの利用に関し、本ガイドライン及び誓約書の内容に違反する事態が生じていることその他の法令等への違反や国民からの信頼を損なうおそれがある状況があることが判明した場合は、その状況に応じて貸与担当部署は、申出者に対し、利用者が利用する貸与可能データの貸与の取消し並びに貸与可能データ及びその複製物等の消去を求めることができ、利用者は遅滞なくそれに応じるものとする。更に必要がある場合には、貸与担当部署は、一定期間貸与可能データを貸与することを停止する措置をとること

ができるものとする。

2 統計法に基づく利用制限

統計法(平成19年法律第53号)第33条及び第33条の2に基づく調査票情報の提供、同法第34条に基づく委託による統計の作成又は同法第36条に基づく匿名データの提供に係る提供禁止措置等がとられている場合、当該期間中、提供禁止措置等が取られている者に対して、貸与可能データの貸与は行わないものとする。

貸与可能データの利用期間中に当該状況が生じた場合は、申出者は遅滞なく貸与担当部署に報告するとともに、当該利用者は、直ちに貸与可能データの利用を中止し、貸与可能データ及びその複製物等を消去するものとする。

第10 定めのない事項等に関する準拠及び協議

本ガイドラインに定めのない事項や疑義が生じた事項の取扱いについては、統計法運用要綱に準拠することを原則として、必要に応じ貸与担当部署及び申出者が協議するものとする。